

平成 26 年 3 月 13 日

独立行政法人理化学研究所
理事長 野依良治 殿

研究論文の疑義に関する調査中間報告書

研究論文の疑義に関する調査委員会
委員長 石井 俊輔
他委員 5 名

1 経緯

平成 26 年 2 月 13 日、独立行政法人理化学研究所（以下、「研究所」という。）の職員らの研究論文に疑義があるとの連絡を受けた研究所の職員から、役員を通じて監査・コンプライアンス室に相談があった。監査・コンプライアンス室長は、「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程（平成 24 年 9 月 13 日規程第 61 号）」（以下、「規程」という。）（参考資料）第 10 条第 3 項に基づき、当該相談を通報に準じて取扱うこととし、規程第 11 条に基づき、同日より同年 2 月 17 日の間、予備調査を実施した。予備調査に当たったものは、石井俊輔、他 4 名である。研究所は、予備調査の結果の報告を受け、平成 26 年 2 月 17 日、規程第 12 条に基づき本調査を実施することを決定し、石井俊輔を委員長とする本調査委員会が本調査を行うこととなった。

本中間報告書は、調査対象のうち、これまでの調査で結論を得た一部のもの、及び調査継続中のものについて報告するものである。調査継続中のものについては、事実関係をしっかりと把握した上で結論を導く必要があり、結論を得た時点で速やかに報告する。

2 調査の方法・内容

2-1 調査目的、調査対象項目及び調査対象者

以下の点に関して、規程第 2 条第 2 項に規定する「研究不正」が認められるかどうか調査した。

- （１）Obokata et al., Nature 505:641-647(2014) 論文（以下、「論文 1」という。）
 - （１-１）Figure 1f の d2 及び d3 の矢印で示された色付きの細胞部分が不自然に見える点。
 - （１-２）Figure 1i の電気泳動像においてレーン 3 が挿入されているように見える点。
 - （１-３）Method の核型解析に関する記載部分が他の論文からの盗用であるとの疑い。
 - （１-４）Method の核型解析の記述の一部に実際の実験手順とは異なる記述があった点。
 - （１-５）Figure 2d, 2e において画像の取り違えがあった点。また、これらの画像が小保方氏の学位論文に掲載された画像と酷似する点。

小保方晴子（筆頭著者、責任著者）、笹井芳樹（共著者）、若山照彦（共著者）、丹羽仁史（共著者）

- （２）Obokata et al., Nature 505:676-680(2014) 論文（以下、「論文 2」という。）
 - （２-１）Figure 1b（右端パネル）の胎盤の蛍光画像と Fig. 2g（下パネ

ル)の胎盤の蛍光画像が極めて類似している点。
小保方晴子(筆頭著者、責任著者)、笹井芳樹(責任著者)、若山照彦(責任著者)、丹羽仁史(共著者)

2-2 調査対象者の役職

調査対象者の論文作成時における役職は次のとおりである。

小保方晴子

(発生・再生科学総合研究センター(以下、「CDB」という。)細胞リプログラミング研究ユニット:研究ユニットリーダー)

笹井芳樹

(CDB 器官発生研究グループ:グループディレクター)

若山照彦

(前 CDB ゲノム・リプログラミング研究チーム:チームリーダー、
現 国立大学法人山梨大学 生命環境学部生命工学科 発生工学グループ 若山研究室:教授)

丹羽仁史

(CDB 多能性幹細胞研究プロジェクト:プロジェクトリーダー)

2-3 調査方法

平成26年2月20日から同年3月12日までの間、関係資料の収集及び関係者のヒアリングを行った。

資料は、論文に掲載された実験のオリジナルデータ・ラボノート、論文作成過程を示すファイル、調査対象者らから提出された書面、調査対象者らの間の電子メール、実験に使用された機器類等に関するものである。

加えて、イメージ画像の復元に関して、専門家である中野明彦氏(国立大学法人東京大学大学院理学系研究科 生物科学専攻 発生生物學研究室 教授、研究所光量子工学研究領域 エクストリームフォトンクス研究グループ ライブセル分子イメージング研究チーム チームリーダー)から意見を聴取した。

委員会は、これらの資料・ヒアリング結果を基に審議をした。

2-4 調査結果及び評価(見解)(結論を得た調査項目)

(1)論文1: Figure 1f の d2 及び d3 の矢印で示された色付きの細胞部分が不自然に見える点。

調査結果

小保方氏より、ライブイメージング画像を作成し、この画像から静止画像を作成し、これを圧縮したものを投稿した。投稿論文の元の画像には歪みがなかった、論文に掲載された画像に歪みがあることは気付かなかった、歪みが何故生じたかは分からないとの説明があった。

この画像元となるオリジナルのライブイメージング画像ファイルの提出を受け、調査したところ、複数の仕様の異なるコンピュータで再生しても画面上で、投稿された論文の画像に歪みはなく、他方、論文に掲載された画像には歪みが見えることを確認できた。

中野明彦氏から、歪みが生じる原因等について、以下のコメントを得た。

提出されたライブイメージング画像から、論文に掲載された静止画像と全く一致するものは作成できなかったが、類似したものは作成できた。解像度を下げ、さらに JPEG などで圧縮すると歪みが出る。歪みはどれだけ圧縮するかによるた

め、同じ歪みを再現するのは難しい。従って、Nature 編集部における図の作成過程で、この歪みが生じたとしても、画像の歪みを正確に再現することは困難である。画像の圧縮に伴いブロックノイズが生じて元画像にはない色が出ることがある。以上のことから、論文に掲載された画像は、提出されたライブイメージング画像の 1 コマと考えてよい。

評価（見解）

元のライブイメージング画像から、論文に掲載された静止画像が作製されたと解するのが相当である。投稿の際に用いられた画像に歪みはなく、一方、論文に掲載された画像では歪みが見えることから、Nature 編集部における図の作成過程で、この歪みが生じた可能性がある。画像を圧縮した時に生じる画像の歪み（ブロックノイズ）についても広く知られているところである。従って、動画からこの図を作製する過程には改ざんの範疇にある不正行為はなかったと判断される。

（2）論文 2：Figure 1b（右端パネル）の胎盤の蛍光画像と Fig. 2g（下パネル）の胎盤の蛍光画像が極めて類似している点。

調査結果

若山氏より、この 2 つの画像はいずれも STAP 細胞から作製したキメラマウス胎児のひとつを、異なる角度から同氏が撮影したものである、それぞれの画像の帰属を整理した上で、他のキメラ胎児画像とともに電子ファイルで小保方氏に手渡したとの説明があった。

小保方氏から、同氏が上記 2 つの画像を若山氏から受取り、笹井氏と共に論文用の図を作製した、論文の構想の初期過程では、Fig.2g 下の画像は STAP 細胞と FI-SC との比較のためのコントロールとして使用することとして挿入することとなり、小保方氏が挿入した、その後、笹井氏の執筆の過程で、構想が変わり、図の順番を変えたため、この画像は不要になり、この図についての記載も一切行わないことになった、しかし、そのことに気づかず、削除することを失念したままであったという説明を受けた。笹井氏からは、同旨の説明に加え、削除することを失念した状態のままで投稿し、論文の修正や校正の過程でも看過したまま論文発表に至った、図の作製の具体的な作業に当たっていた小保方氏に対して、削除の指示をすることも失念していたとの説明を受けた。

Fig.2g 下の画像は、胎盤での GFP の発現を示したものであるが、Fig.2g の本文及び図の説明では、胎仔での GFP の発現を説明しており、Fig.2g 上の画像だけが記述されている点を確認した。また、当初の論文の構想過程で考えられていた図の配置を示すとする作成日情報付きのファイルや該当する実験ノート部分コピー等が提出された。

評価（見解）

Figure 1b（右端パネル）の胎盤の蛍光画像と Fig. 2g（下パネル）の胎盤の蛍光画像は、同一のキメラに由来する画像である。他にも本文や図の説明の中で言及されていない図が存在することから、GFP 陽性細胞の存在を示すために Fig. 2g（下パネル）の図が配置されたと解する余地もある。論文構想の変遷のすべてを記録したデータが保存されていなかったため、その変遷を説明通りに復元するには至らなかった。しかし、上述の作成日情報付きのファイルデータの内容を検討したところ、当初の論文の構想過程に異なる図の配置を検討したとの説明と矛盾するものではなく、異なる図の配置を議論していたデータであると解する余地が

ある。

論文では、本文及び図の説明の中で言及されていない図が他にもあるので、他の図に関する説明がないことについても検討したところ、失念とは別の理由によって言及されていないと解することもできる。悪意があったことを直接示す資料等も存在していない。とすれば、規程に定める「改ざん」の範疇にはあるが、その行為について「悪意」があったと認定することはできず、研究不正であるとは認められない。

2-5 調査経過（調査継続中の項目）

本項目における下記4点については、研究不正が行われたか否か、について事実関係をしっかりと把握した上で判断するためにさらに期間を要する。現時点で把握された事実について調査経過として報告する。なお、今後、所定の調査結果及び評価（見解）が得られた時点で報告を行う。

（1）論文1：Figure 1i の電気泳動像においてレーン3が挿入されているように見える点。

調査経過

小保方氏と笹井氏の連名により提出された Figure 1i の元になったゲルの写真の電子ファイルと実験ノート類および同図の作成経緯と方法の書面による説明、ならびに同二氏からの個別の聴取内容を精査した結果、Figure 1i の図は2つのパルスフィールド電気泳動ゲルを撮影した2枚の写真に由来する加工画像であることを確認した。同電気泳動においては合計29のサンプルを、サンプル1から14をゲル1に、サンプル15から29をゲル2に電気泳動し、Figure 1i のレーン1, 2, 4, 5がゲル1の左から1, 2, 4, 5番目のレーン（標準DNAサイズマーカーをレーン0として左から番記）に相当し、レーン3がゲル2のレーン1（同）に相当することを、各ゲルに写った写真情報から確認した。

画像の加工については、ゲル1のレーン1, 2, 3, 4, 5の写真において本来レーン3が存在していた場所にゲル2のレーン1の写真が単純に挿入されたものではなく、前者のゲルにおける標準DNAサイズマーカーレーンの泳動距離が後者のそれに比して約0.63倍であり、Figure 1i の作成時に前者を縦方向に約1.6倍に引き伸ばす加工をした上で後者が挿入されたことを、前者に写った埃類の位置関係の縦方向への歪みから確認した。また後者については写真に淡く写ったスミアが消失して挿入されていることからコントラストの調整も行われていたと判断した。

そこで小保方氏に説明を求めたところ、T細胞受容体遺伝子の再構成のポジティブコントロールを明瞭に示すためにはゲル2のレーン1が適しており、ゲル1とゲル2のそれぞれの標準DNAサイズマーカーの泳動について双方のゲルにおいて、標準DNAサイズマーカーの対数値と泳動距離が良好な直線性を保っている関係にあることを確認した上で、ゲル1の写真を縦方向に引き伸ばし、標準DNAサイズマーカーの位置情報に基づいてレーン3の写真の挿入位置を決定したとの説明があった。検証の結果、ゲル1とゲル2の間には、標準DNAサイズマーカーの対数値と泳動距離について直線性の保持は見られず、説明通りに標準DNAサイズマーカーの位置情報に基づいてレーン3を配置することが無理であること、仮にFigure 1i のレーン3に見られるT細胞受容体遺伝子再構成バンド群の位置に近い標準DNAサイズマーカー群に絞ってそれらの位置情報に基づいてレーン3の画像を配置するとFigure 1i のレーン3に見られるT細胞受容体遺伝子再構成バンドとは異なる位置にT細胞受容体遺伝子再構成バンドが来ることから、説明を

裏付けることはできなかった。説明とは逆に、Figure 1i のレーン 3 に見られる T 細胞受容体遺伝子再構成バンド群の位置に合わせる形でレーン 3 の画像を配置すると、ゲル 1 とゲル 2 の標準 DNA サイズマーカーバンドの位置にずれが生じることから、Figure 1i の画像加工時には、標準 DNA サイズマーカーを基準にしていたのではなく、T 細胞受容体遺伝子再構成バンド群の位置を隣接するレーン 4 のそれらに合わせる形で図の挿入が行われたことが示唆された。

電気泳動されたサンプルについては、実験ノート類などの記載やサンプルチューブのラベルなど小保方氏から提供された各種の情報は、Figure 1i のレーン 1, 2, 4, 5 は論文の通りであること、論文で「Lymphocytes」とラベルされたレーン 3 は CD45⁺/CD3⁺ T リンパ球であることを示していた。

(2) 論文 1 の Method の核型解析に関する記載部分が下記の論文からの盗用であるとの疑いが判明し、この点についても調査した。

Guo J et.al.; Multicolor Karyotype Analyses Of Mouse embryonic stem cell. In Vitro Cell Dev Biol Anim 41(8-9), 278-283 (2005)

調査経過

小保方氏は、若山氏がチームリーダーをしていた CDB ゲノム・リプログラミング研究チーム（以下「若山研」という。）では、核型解析を日常的に行っていたが、若山研で使用されていたプロトコルの記載が簡単であったので詳しく記載した方がよいと考えて詳しく記載のある文献を参考にしたが、引用を忘れたと説明した。論文の Method 部分は小保方氏により作成された文章であることを同氏に確認した。小保方氏は何らかの記載をコピーしたという曖昧な記憶を持つ様子であったものの、この文献そのものを保有しておらず、この文章の典拠については覚えていないと説明した。文章の類似性、小保方氏がその手法を熟知していなかったこと、実際に行われていた実験と記載が完全に合致しないことから、この記載は Guo J らによる論文の記載を何らかの方法でコピーしたものであると認められた。

(3) 笹井、若山両氏から、以下の修正すべき点が見つかったとの申し出を受け、この点についても調査した。論文 1 : Method の核型解析の記述の一部に実際の実験手順とは異なる記述があった。

調査経過

この核型解析の実験は、小保方氏と若山研のスタッフにより行われ、データは小保方氏に渡されたとの説明を若山氏から受けた。細胞サンプルの調製は小保方氏により Method に記載された通りに行われたが、ハイブリダイゼーションとイメージングは、若山研のスタッフにより、記述とは異なり、Applied Spectral Imaging の SKY FISH システムを用いて行われたとの説明を若山氏から受けた。作成日情報を含むこれらの画像のファイルが提出された。若山氏は、この Method 部分は小保方氏により書かれた、小保方氏がハイブリダイゼーションとイメージング部分の実験の詳細を知らなかったため、この間違いが生じたと推測していると説明した。

(4) 笹井、小保方両氏から、以下の修正すべき点が見つかったとの申し出を受け、この点についても調査した。論文 1 : Figure 2d, 2e において画像の取り違えがあった点。また、これらの画像が小保方氏の学位論文に掲載された画像と酷似する点。

調査経過

2月20日に笹井氏と小保方氏より、修正すべき点についての申し出とこれに関する資料の提出を受けた。申し出の内容は、論文1の脾臓の造血系細胞から作製した STAP 細胞を用いたという記載が、実際には骨髄の造血系細胞から作製した STAP 細胞を用いた画像であることと、正しい画像に訂正することを考えているという2点であり、提出された資料は、実験過程を示す資料と作成日情報を含むこれらの画像のファイルであった。小保方氏から、それぞれの実験の過程で、脾臓及び骨髄に由来する血液細胞のサンプルに対し、いずれも hemato (hematopoietic : 血液系の意味) というラベルを用いていたため混乱が生じ、同氏において画像の取り違えをしてしまったとの説明を受けた。提出された資料等により、この2つの実験は全く違う時期に行われていたことが確認された。

一方、上記の骨髄の造血系細胞から作製した STAP 細胞を用いた画像は、小保方氏の早稲田大学における学位論文に記載された画像と酷似することが判明した。データの比較から、これらは同一の実験材料から取得されたデータであると判断せざるを得ない。学位論文では3-4週のマウス B6 骨髄細胞を細いピペットを通して得られた多能性幹細胞 (スフェア) を用いて実験が行われたと記載されていることを確認した。すなわち、修正前の論文1のデータは学位論文作成時に取得されたと推定されるが、実験条件の記載が学位論文と論文1とは異なっていることが確認された。

また、この申し出の際、これらの図が小保方氏の学位論文に記載されたデータであるとの言及はなかった。

3 その他の事項

論文1の Method の Bisulphite sequencing の記述の一部に、他の論文と似た記載があることが認められた。記述は8行であるが、似た記載のうち大半は、プライマーの配列と頻繁に行われる PCR 実験の記述であり、必然的に良く似た記述となる。そのため、このような似た記載は、多くの論文に見られる。盗用の範疇にないものであった。

以 上

○科学研究上の不正行為の防止等に関する規程

(平成24年9月13日規程第61号)

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の研究者等による科学研究上の不正行為（以下「研究不正」という。）を防止し、及び研究不正が行われ、又はその恐れがあるときに、迅速かつ適正に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、研究所の研究活動に従事する者をいう。

2 この規程において「研究不正」とは、研究者等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、悪意のない間違い及び意見の相違は含まないものとする。

- (1) 捏造 データや研究結果を作り上げ、これを記録または報告すること。
- (2) 改ざん 研究資料、試料、機器、過程に操作を加え、データや研究結果の変更や省略により、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他人の考え、作業内容、研究結果や文章を、適切な引用表記をせずに使用すること。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、誇りと高い倫理性を保持し、次に掲げる事項をその研究活動に係る行動基準としなければならない。

- (1) 研究不正を行わないこと。
- (2) 研究不正に加担しないこと。
- (3) 周りの者に対して研究不正をさせないこと。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、その所掌する組織における研究不正を防止するため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 所掌する組織において、研究レポート、各種計測データ、実験手続き等に関して適宜確認すること。
- (2) 所掌する組織の研究員等に対し、各種計測データ等を記録した紙及び電子媒体、ラボノートブック等は、研究成果有体物取扱規程（平成18年規程第10号）第3条により研究所に帰属することを周知するとともに、ラボノートブックの適切な記載の方法を指導すること。
- (3) 各種計測データ等を記録した紙及び電子媒体、ラボノートブック等は、論文等成果物の発表後も、研究所の定める期間保管し、他の研究者からの問い合わせ、調査照会等に対応できるようにすること。
- (4) 論文を共同で発表するときには、責任著者と共著者との間で責任の分担を確認すること。

(説明責任)

第5条 研究者等で研究不正に係る疑義を生ぜしめた者は、研究所に対し、事実関係を誠実に説明しなければならない。

(総括者)

第6条 理事（研究担当）は、研究所における研究不正の処理に関する業務を総括する。

(通報窓口)

第7条 研究不正に関する通報又は通報に関する相談（以下「通報等」という。）を受け付ける通報窓口を、監査・コンプライアンス室に置く。

（処理体制の周知等）

第8条 研究所は、通報窓口、通報の方法その他必要な事項を研究所の役員、職員その他研究所の業務に従事する者（以下「役職員等」という。）及び研究所外に周知する。

（通報等の方法）

第9条 通報等は、顕名による電話、電子メール、書面又は面会とする。

2 通報等に当たっては、研究不正を行った研究者又はグループ、研究不正の具体的な内容及び不正とする科学的かつ合理的な理由を示すものとする。

（通報の取扱い）

第10条 研究所は、通報窓口において通報等を受け付けたときは、速やかに監査・コンプライアンス室長に予備調査を行わせるものとする。

2 匿名の通報は、その内容に応じ、顕名の通報に準じた取扱いができるものとする。

3 相談については、その内容に応じ、内容を確認、精査し、相当の理由があると認めたときは、通報に準じた取扱いができるものとする。

4 研究所は、研究不正の未然防止に係る相談であって、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認めたときは、研究不正を行おうとしている者又は研究不正を行うことを強要している者に警告を発するものとする。

5 研究所に関する研究不正の疑義が、報道、学会又は他機関から指摘された場合は、通報に準じた取扱いをする。

6 被通報者が他機関で行った研究に係る通報、又は被通報者が他機関にも所属している場合は、当該他機関と協議の上、必要に応じて合同で当該事案を取扱うものとする。

（予備調査の実施）

第11条 監査・コンプライアンス室長は、研究不正の疑義が生じている研究分野における研究所内の専門家等の協力を得て、次の各号に掲げる事項について、予備調査を実施する。

（1）通報された不正行為が行われた可能性

（2）通報により示された科学的かつ合理的な理由の論理性

（3）各種計測データ等を記録した紙及び電子媒体、ラボノートブック、研究試料その他研究結果の事後の検証を可能とするものについて、通報された研究の公表から通報までの期間が、研究所が定める保存期間又は当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否か

（本調査の実施等）

第12条 監査・コンプライアンス室長は、前条の予備調査終了後、速やかに結果を研究所に報告する。

2 研究所は、前項の報告を受けたときは、速やかに本調査の実施の要否を決定する。

3 研究所は、本調査の実施を決定したときは、通報者及び被通報者に本調査の実施を通知するとともに、被通報者が他機関に所属する場合は、当該他機関の長にも通知するものとする。

4 前項に定めるもののほか、研究所は、当該通報に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対して本調査の実施を通知するものとする。

5 通報者及び被通報者は、第3項の本調査実施の通知を受けたときは、調査に協力しなければならない。

- 6 研究所は、本調査を実施しないと決定した場合は、理由を付して通報者に通知する。この場合、研究所は、予備調査の結果を、通報者の求めに応じ開示するものとする。

(一時的措置等)

第13条 研究所は、本調査の実施を決定したときは、第14条に定める調査委員会による調査が完了するまでの間、当該通報に係る研究のための研究費の支出停止措置を講じることができる。

- 2 研究所は、調査に必要な資料を保全するため、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 被通報者の定年制職員就業規程(平成15年規程第33号)第25条、任期制職員就業規程(平成15年規程第34号)第26条及び大学院生リサーチ・アソシエイト就業規程

(平成21年規程第38号)第7条に基づく出勤禁止

(2) 被通報者の当該調査に係る利害関係者との接触禁止

(3) 被通報者の所属研究室等の一時閉鎖

(4) 調査に係る物品の確保

(5) その他必要な措置

- 3 研究所は、前項第3号の場合において、被通報者以外の研究者等の業務遂行を可能とするよう、可能な限り必要な措置を講じなければならない。

(調査委員会)

第14条 研究所は、本調査の実施のため、研究所外の当該研究分野の研究者等外部有識者を含む調査委員会を設置する。

- 2 委員は、通報者及び被通報者と利害関係を有しない者のうちから、研究所が指名又は委嘱する。

- 3 委員会に委員長を置き、研究所の指名する者をもって充てる。

- 4 研究所は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知するものとする。

- 5 通報者及び被通報者は、調査委員会の委員について、通知を受けた日から起算して7日以内に異議申立てをすることができる。

- 6 研究所は、前項の異議申し立てがあったときは、その内容を審査し、妥当であると判断した場合は、当該異議申し立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

当該異議申し立てを却下するときは、理由を付して通報者及び被通報者に通知する。

- 7 調査委員会の事務は、監査・コンプライアンス室が行う。

(調査の方法)

第15条 調査委員会による調査は、特段の事情がない限り実施決定後概ね30日以内に開始する。

- 2 調査は、当該通報において指摘された研究に係る論文、各種計測データ等を記録した紙及び電子媒体、ラボノートブックその他資料の精査及び関係者からの聴取等により行う。

- 3 調査においては、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。

- 4 被通報者は、前項の弁明の機会において、当該通報の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続きに則って行われたこと並びに当該研究に係る論文がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 5 調査においては第2項に定めるほか、必要に応じ、被通報者に対し再実験の実施を指示又は被通報者の申出により再実験を行うことを許可することができる。

- 6 前項の再実験を行うときは、被通報者に対し、それに要する費用、期間、場所及び機器その他再実験に必要な物品を提供しなければならない。ただし、被通報者からの申出により再実験を

行う場合にあって、同じ内容の申出が繰り返して行われる等、当該調査の引き延ばし等の妨害を図ることが目的であると調査委員会が判断したときは、当該再実験実施の申出を受け付けないこととする。

- 7 調査委員会は、必要と判断したときは、被通報者の当該研究以外の研究を調査することができる。

(調査結果の報告)

第16条 調査委員会は、特段の事情がない限り調査の開始後概ね150日以内に、次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、当該調査の結果をまとめ研究所に報告する

- (1) 研究不正が行われた否か
- (2) 研究不正が行われたと認定したときは、その内容、研究不正に関与した者とその度合、研究不正と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
- (3) 研究不正が行われなかったと認定したときは、通報者の悪意に基づくものであったか否か。

(調査結果の通知)

第17条 研究所は、前条の報告を受けたときは、調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、被通報者に他機関に所属する者があるときは、当該他機関の長にも通知するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、研究所は当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対して調査結果を通知するものとする。
- 3 研究所は、前条の調査の結果、通報者の悪意に基づく通報であったと認定された場合において、当該通報者が他機関に所属するときは、当該所属機関の長にその旨通知するものとする。

(不服申立て)

第18条 研究不正を行つたと認定された被通報者又は通報が悪意に基づくものであったと認定された通報者は、通知を受けた日から起算して10日以内に、研究所に対し不服申立てをすることができる。

- 2 研究所は、研究不正を行つたと認定された被通報者からの不服申立てを受け付けたときは、通報者にその旨を通知するとともに、当該被通報者が他機関に所属するときは、当該所属機関の長にその旨通知する。
- 3 研究所は、通報が悪意に基づくものであったと認定された通報者からの不服申立てを受け付けたときは、被通報者にその旨を通知するとともに、当該通報者又は被通報者が他機関に所属するときは、当該所属機関の長にその旨通知する。
- 4 研究所は、第2項及び第3項の不服申立てについて、当該通報に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対してその旨通知する。

(不服申し立ての審査等)

第19条 研究所は、前条第1項の不服申立てを受け付けたときは、特段の事情がない限り当該調査を行つた調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。

- 2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該通報についての再調査を行うか否かを審査し、その結果を速やかに研究所に報告する。
- 3 研究所は、前項の報告を受けたときは、被通報者及び通報者に対し、審査結果を通知するとともに、被通報者又は通報者が他機関に所属するときは、当該所属機関の長に通知する。ただし、

第16条において研究不正を行ったと認定された被通報者からの不服申立ての場合においては、通報者の所属機関の長への通知はしない。

- 4 前項に定めるものの他、当該通報に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、研究所は当該資金配分機関に対して第2項の審査結果を通知する。
- 5 研究所は、再調査を行うときは、不服申立て者に対し第16条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決のために必要な協力を求めるものとし、不服申立て者が必要な協力を行わないときは、当該再調査を行わず又は打ち切ることができる。
- 6 第2項の審査において、当該不服申立てが当該調査の引き延ばし、又は第21条に定める措置の先送りを目的としていると調査委員会が判断したときは、研究所は、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 7 調査委員会は、特段の事情がない限り再調査の開始後概ね50日以内に、当該調査結果を研究所に報告する。
- 8 第17条各項の規定は、前項の再調査結果の通知に準用する。この場合において、同条第1項及び第3項の規定中「前条」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(調査結果の公表)

第20条 研究所は、第16条又は第19条第7項の調査結果の報告において、研究不正が行われたとの報告があったときは、次の事項を公表する。

- (1) (1) 研究不正に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 研究不正の内容
 - (3) 研究所が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要な事項
- 2 研究所は、第16条又は第19条第7項の調査結果の報告において、研究不正が行われなかったとの報告があったときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が報道される等既に外部に知られている場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、研究不正は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことを含む。）、被通報者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等とする。
- 3 研究所は、第16条又は第19条第7項の調査結果の報告において、当該通報等が通報者の悪意に基づくものと報告があったときは、通報者の氏名及び所属を公表する。
- 4 研究所は前項の公表に当たっては、第18条第1項の規定による不服申し立て期間を考慮して行うものとする。

(研究不正が行われた場合の措置)

第21条 研究所は、第16条又は第19条第7項の調査結果の報告において、研究不正が行われたとの報告があったときは、前条第1項の公表に加え、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 研究不正を行った者に対する研究所の規定に基づく処分
- (2) 研究不正を行った者に対する当該研究に係る論文等の取り下げ勧告
- (3) 研究不正を行った者に対する研究所が定める期間、研究所内外の競争的資金を含めた研究費（研究機器の維持等に係る経費は除く。）の使用禁止

- (4) 研究不正を行った者に対する既に使用した研究費の全部又は一部の返還請求
 - (5) 研究不正を行った者の所属長等に管理責任があると認められるときは、当該所属長等に対する研究所の規定に基づく処分
- (研究不正が行われなかった場合の措置)

第22条 研究所は、第16条又は第19条第7項の調査結果の報告において、研究不正が行われなかったとの報告があったときは、第20条第2項ただし書きの規定による公表の他、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 第13条の規定により講じた措置の解除
 - (2) 当該事案において研究不正が行われなかった旨の調査関係者への周知
 - (3) 被通報者の不利益の発生防止及び名誉回復に係る措置
 - (4) その他必要な措置
- (調査への協力)

第23条 調査に関わる部署又は役職員等は、当該調査に協力するものとする。

(通報者等及び調査協力者等への配慮)

第24条 研究所は、通報等を行った者、調査協力者等が不利益を受けることがないよう十分配慮するものとする。

(情報漏えいの防止)

第25条 調査の実施等事案の処理に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上の秘密とすべき情報が、漏えいすることのないよう十分配慮する。

(委員の謝金及び旅費)

第26条 調査委員会に出席する研究所外の委員に対し、謝金及び必要な経費を支給することができる。

2 委員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金の基準（平成15年細則第69号）に定めるところによる。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、研究不正の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。